

第7期小林市障がい福祉計画  
第3期小林市障がい児福祉計画  
概要版

令和6年3月

小林市



# I 小林市障がい（児）福祉計画とは

## 1 計画の根拠

本計画は「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるもので、本市の障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めたものです。

## 2 計画の期間

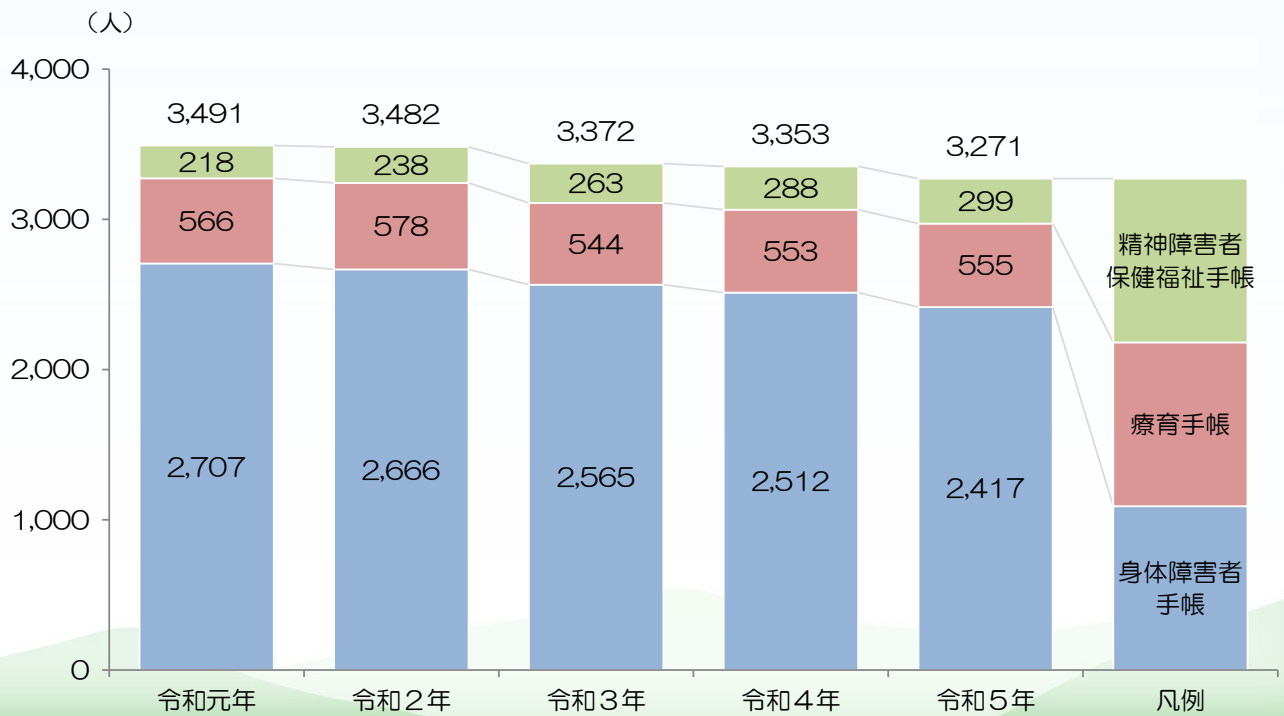
令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

# II 障がいのある人の状況

## 1 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数（延べ）は減少傾向が続き、令和5年時点において3,271人となっています。

手帳種別で見ると、「身体障害者手帳」は減少傾向で推移している一方、「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向で推移しています。



## Ⅲ 計画の基本的な考え方

### 1 基本的理念

国の基本指針を踏まえ、以下の7つを基本的理念とします。

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組定着

## Ⅳ 計画の目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果指標	目標値
地域生活移行者数 (令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する者の数)	6人
令和8年度末時点の施設入所者数(令和4年度末時点:103人)	97人

### 2 地域生活支援の充実

成果指標	目標値
計画期間における地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	年1回以上
令和8年度末時点の強度行動障がい者を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無	体制有



### 3 福祉施設から一般就労への移行・定着

成果指標	目標値
令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数 (令和3年度実績：2人)	4人
令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 (令和3年度実績：2人)	3人
令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数 (令和3年度実績：0人)	1人
令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合	50%
令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 (令和3年度実績：4人)	6人
令和8年度時点における過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合	100%

### 4 障がい児支援の提供体制の整備等

成果指標	目標値
令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置数 (令和5年度末時点：2か所 (圏域設置))	2か所 (圏域設置)
障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進する体制の有無	体制有
令和8年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数 (令和5年度末時点：1か所 (圏域設置))	1か所 (圏域設置)
令和8年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数 (令和5年度末時点：1か所 (圏域設置))	1か所 (圏域設置)
令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の有無 (令和5年度末時点：設置有 (圏域設置))	設置有 (圏域設置)
令和8年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無 (令和5年度末時点：設置有 (圏域設置))	設置有 (圏域設置)



## 5 相談支援体制の充実・強化等

成果指標	目標値
令和8年度の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	16件
令和8年度の相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	1件
令和8年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回
令和8年度の個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回
令和8年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人
令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	2回
令和8年度の自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	34か所
令和8年度の自立支援協議会における専門部会の設置数	4部会
令和8年度の自立支援協議会における専門部会の実施回数	24回

## 6 障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築

成果指標	目標値
令和8年度の県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数	1人
令和8年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	体制有
令和8年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回
令和8年度末時点における指導監査結果を関係市町村と共有する体制の有無	体制有
令和8年度の指導監査結果を関係市町村と共有する場の実施回数	年1回以上



# V 主なサービスの見込量

## 1 障がい福祉サービス等の利用者数

サービス名	実績値	見込値	計画値		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	33 人	35 人	36 人	37 人	38 人
生活介護	170 人	166 人	184 人	184 人	184 人
就労移行支援	19 人	19 人	21 人	22 人	26 人
就労継続支援（A型）	8 人	9 人	14 人	18 人	22 人
就労継続支援（B型）	139 人	153 人	165 人	175 人	185 人
短期入所（福祉型）	26 人	34 人	41 人	45 人	45 人
共同生活援助（グループホーム）	86 人	92 人	96 人	101 人	105 人
施設入所支援	102 人	102 人	102 人	100 人	97 人
計画相談支援	95 人	100 人	102 人	105 人	108 人

※一月あたりの利用者数

## 2 障がい児通所支援・障がい児相談支援等の利用者数

サービス名	実績値	見込値	計画値		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	139 人	130 人	150 人	160 人	170 人
放課後等デイサービス	165 人	181 人	202 人	229 人	257 人
保育所等訪問支援	36 人	40 人	45 人	51 人	57 人
障害児相談支援	79 人	94 人	100 人	110 人	120 人

※一月あたりの利用者数

## VI 主なサービスの内容

### ● 居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ● 生活介護

福祉施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、生産活動等の機会を提供します。

### ● 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ● 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

### ● 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ● 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

### ● 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ● 計画相談支援・障害児相談支援

サービス等利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行います。

### ● 児童発達支援

学校就学前の障がい児等に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

### ● 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児等に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。

### ● 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児等に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。



# にしもろ基幹相談支援センターのご案内

**にしもろ基幹相談支援センター**では、障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供、関係機関との連携等、総合的な支援を行います。

福祉サービス利用や制度の活用に関すること、日常生活での困り事やどこに相談したら良いかわからないとき、様々な相談を受け付けていますので、遠慮なくご相談ください。

専門の相談員が、相談者（本人、家族、関係者など）のお話を伺い、必要な支援が受けられるよう、関係機関と一緒に考えます。

相談は、センター窓口での相談のほか、自宅訪問や電話、メールでも受け付けます。

西諸管内での巡回相談も実施しますのでお気軽にご相談ください。

相談は無料です。

## ● にしもろ基幹相談支援センター

〒886-0003

小林市堤108-1 八幡原市民総合センター内

電話番号：0984-22-2373

FAX 番号：0984-22-2358

ホームページ：[n-kikansoudan.net](http://n-kikansoudan.net)

メール：[info@n-kikansoudan.net](mailto:info@n-kikansoudan.net)

相談日：月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）

土、日、祝日は電話で対応

相談時間：午前8時30分～午後5時15分



## 第7期小林市障がい福祉計画・第3期小林市障がい児福祉計画（概要版）

小林市 健康福祉部 福祉課

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地

TEL：0984-23-0111 FAX：0984-23-4934

令和6年3月作成

